

鈴鹿市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第21号

鈴鹿市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 鈴鹿市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成26年鈴鹿市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後		改正前	
(添付図書)		(添付図書)	
第7条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。		第7条 省令第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。	
(1)～(7) 略	略	(1)～(7) 略	略
(8) 略	略	(8) 略	略
(9) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合であ	建築基準法第18条の2第1項の規	(9) <u>建築基準法第6条の2第1項に規定する確認を受けた場合。ただし、法第18条第1項の規定による申請をする場合を除く。</u>	<u>確認を受けた旨を証する書類の写し</u>
る場合を含む。）の規定による申出を受けた場合であ	1項の規	(10) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合であ	建築基準法第18条の2第1項の規

<p>って、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項の長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合</p>	<p>定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>	<p>って、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項の長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合</p>	<p>定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>
(10) 略	略	(11) 略	略
2 略		2 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。